

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
1	128スライスCT装置 保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	常光株式会社 (北海道 北見市)	14,904,000円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
2	16スライスCT装置 保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	常光株式会社 (北海道 北見市)	8,424,000円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
3	1. 5T及び3. 0T MRI 装置保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	常光株式会社 (北海道 北見市)	29,160,000円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
4	リニアック保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	常光株式会社 (北海道 北見市)	43,602,840円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
5	X線TVシステム 保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	常光株式会社 (北海道 北見市)	8,748,000円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
6	X線一般撮影装置 保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	常光株式会社 (北海道 北見市)	19,429,200円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
7	PET CT装置 保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	株式会社ムトウ (北海道 北見市)	17,712,000円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
8	サイクロトロン 保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	株式会社ムトウ (北海道 北見市)	17,820,000円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
9	X線TV装置 保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	株式会社ムトウ (北海道 北見市)	3,965,760円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
10	血管撮影装置 保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	株式会社ムトウ (北海道 北見市)	9,681,120円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
11	治療用CT装置 保守契約一式	物流情報管理室	平成30年4月1日	キャノンメディカル株式会社 (北海道 北見市)	3,738,960円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみに対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
12	医事業務 (4月1日～9月30)	事務部 施設課	平成30年4月1日	株式会社 ニチイ学館 (東京都)	9,674,000円	契約業者は従前より当該部署の業務を 行っており、その内容を把握していること から、契約の性質又は目的が競争を許さ ない場合に該当するため(日本赤十字社 社会計規則第36条第3項)	
13	放射線科受付業務 (4月1日～9月30日)	事務部 施設課	平成30年4月1日	株式会社 ニチイ学館 (東京都)	726,000円	契約業者は従前より当該部署の業務を 行っており、その内容を把握していること から、契約の性質又は目的が競争を許さ ない場合に該当するため(日本赤十字社 社会計規則第36条第3項)	
14	医事業務 (4月1日～9月30)	事務部 施設課	平成30年4月1日	株式会社 ニチイ学館	月額 1,399,000円	契約業者は従前より当該部署の業務を 行っており、その内容を把握していること から、契約の性質又は目的が競争を許さ ない場合に該当するため(日本赤十字社 社会計規則第36条第3項)	道立北見病院分
15	チェックアイ業務 (4月1日～9月30)	事務部 施設課	平成30年4月1日	株式会社 ニチイ学館	月額 75,000円	契約業者は従前より当該部署の業務を 行っており、その内容を把握していること から、契約の性質又は目的が競争を許さ ない場合に該当するため(日本赤十字社 社会計規則第36条第3項)	道立北見病院分

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
16	北海道立北見病院間 LAN他 配線工事	事務部 施設課	平成30年4月10日	エスケー電気株式会社 (北海道 北見市)	1,553,040円	予定価格が250万円を超えない工事 又は製造であるため(日本赤十字社 会計規則施行細則第35条(1))	
17	北斗町社宅改修工事	事務部 施設課	平成30年5月28日	株式会社 光和 (北海道 北見市)	2,235,600円	予定価格が250万円を超えない工事 又は製造であるため(日本赤十字社 会計規則施行細則第35条(1))	
18	固定資産システム	物流情報管理室	平成30年5月22日	テック情報株式会社 (徳島県)	3,429,000円	本システムは当該業者が開発してお り、システム導入に必要な知識を有し ている事から、契約の性質又は目的 が競争を許さないときに該当するた め。(日本赤十字会計規則第36条第 3項)	
19	クリーンベンチ	物流情報管理室	平成30年7月13日	株式会社ムトウ (北海道 北見市)	1,080,000円	予定価格が160万円を超えない財産 の買入れであるため又データ移行対 応が当該業者のみの対応の為(日本 赤十字社会計規則施行細則第35条 第2号)	
20	イントラサーバシステム	物流情報管理室	平成30年9月25日	株式会社システムサプライ (北海道 北見市)	2,376,000円	本システムは従来より当該業者が対 応しており、システム更新に必要な 知識を有している事から、契約の性 質又は目的が競争を許さないときに 該当するため。(日本赤十字会計規 則第36条第3項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
21	超音波診断装置修理 (高額)	物流情報管理室	平成30年9月27日	株式会社ムトウ北見支店(北海 道 北見市)	1,674,000円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみの対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
22	超音波診断装置修理 (高額)	物流情報管理室	平成30年9月27日	株式会社ムトウ北見支店(北海 道 北見市)	1,512,000円	本機器の保守業務は、代理店である 上記業者のみの対応であり、契約の 性質又は目的が競争を許さない時 に該当するため(日本赤十字社会計 規則施行細則第36条第3号)	
23	医事業務 (10月1日～3月31)	事務部 施設課	平成30年10月1日	株式会社 ニチイ学館 (東京都)	9,674,000円	契約業者は従前より当該部署の業務を 行っており、その内容を把握していること から、契約の性質又は目的が競争を許さ ない場合に該当するため(日本赤十字社 社会計規則第36条第3項)	
24	放射線科受付業務 (10月1日～3月31日)	事務部 施設課	平成30年10月1日	株式会社 ニチイ学館 (東京都)	726,000円	契約業者は従前より当該部署の業務を 行っており、その内容を把握していること から、契約の性質又は目的が競争を許さ ない場合に該当するため(日本赤十字社 社会計規則第36条第3項)	
25	医事業務 (10月1日～3月31)	事務部 施設課	平成30年10月1日	株式会社 ニチイ学館	月額 1,399,000円	契約業者は従前より当該部署の業務を 行っており、その内容を把握していること から、契約の性質又は目的が競争を許さ ない場合に該当するため(日本赤十字社 社会計規則第36条第3項)	道立北見病院分

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
26	チェックアイ業務 (10月1日～3月31)	事務部 施設課	平成30年10月1日	株式会社 ニチイ学館	月額 75,000円	契約業者は従前より当該部署の業務を行っており、その内容を把握していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	道立北見病院分
27	院内照明LED化工事	事務部 施設課	平成30年10月4日	株式会社 インディペンデント インキュベーター (東京都)	月額 402,084円	契約業者は、仕様を満たす施工を実施することができる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
28	社宅天井より水漏れ修理	事務部 施設課	平成30年10月5日	株式会社 光和 (北海道 北見市)	1,049,760円	本件は、天井より漏水が発生したことから、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	
29	リハビリテーション部門 システム追加導入	物流情報管理室	平成30年10月31日	日本電気株式会社オホーツク 支店(北海道 北見市)	3,866,400円	本システムは従来より当該業者が対応しており、システム追加導入に必要な知識を有している事から、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	道立北見病院分
30	循環器動画管理システム 用ユニットNAS増設	物流情報管理室	平成30年10月31日	株式会社SMC(北海道 札幌 市)	3,866,400円	本システムは従来より当該業者が対応しており、システムへの接続作業に必要な知識を有している事から、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第3項)	道立北見病院分

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
31	PET-CT装置用校正 線源	物流情報管理室	平成30年11月30日	公益社団法人日本アイソト プ協会(東京都 文京区)	1,654,560円	本製品の販売は当該業者しか対応 していない事から、契約の性質又は 目的が競争を許さないときに該当す るため。(日本赤十字会計規則第36 条第3項)	
32	心血管インターベンショ ンシステム 造影剤注 入装置交換	物流情報管理室	平成31年1月31日	株式会社ムトウ北見支店(北海 道 北見市)	2,916,000円	常時稼働している装置で、急を要す る修理が必要である事から競争に付 することができない場合に該当する ため(日本赤十字会計規則第36条 第3項)	
33	生体情報モニター	物流情報管理室	平成31年3月6日	株式会社竹山北見支店(北海 道 北見市)	1,350,000円	予定価格が160万円を超えない財産 の買入れであるため(日本赤十字社 会計規則施行細則第35条第2号)	道立北見病院分
34	高周波手術装置	物流情報管理室	平成31年3月8日	株式会社ムトウ北見支店(北海 道 北見市)	1,458,000円	予定価格が160万円を超えない財産 の買入れであるため(日本赤十字社 会計規則施行細則第35条第2号)	
35	患者監視モニター2式	物流情報管理室	平成31年3月12日	株式会社ムトウ北見支店(北海 道 北見市)	2,916,000円	予定価格が160万円を超えない財産 の買入れであるため(日本赤十字社 会計規則施行細則第35条第2号)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
36	電子カルテシステム改 修作業A	物流情報管理室	平成31年3月27日	日本電気株式会社オホーツク 支店(北海道 北見市)	6,674,400円	本システムは当該業者が開発しており、システム導入に必要な知識を有している事から、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字会計規則第36条第3項)	
37	電子カルテシステム改 修作業B	物流情報管理室	平成31年3月27日	日本電気株式会社オホーツク 支店(北海道 北見市)	6,609,600円	本システムは当該業者が開発しており、システム導入に必要な知識を有している事から、契約の性質又は目的が競争を許さないときに該当するため。(日本赤十字会計規則第36条第3項)	